



医政総発第1227002号  
平成17年12月27日

社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療機関等における個人情報 の適切な取扱いについて

標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。





医政総発第1227001号  
薬食総発第1227003号  
平成17年12月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局総務課長

医療機関等における個人情報の適切な取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が本年4月1日より全面施行され、個人情報保護法の個人情報取扱事業者には該当しない事業者も含め、各医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。以下同じ。）においては個人情報の適切な取扱いに取り組んでいるところと承知していますが、貴職におかれましても下記事項について御了知の上、引き続き、個人情報の適切な取扱いが図られるよう、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等をお願いします。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区に対しても、併せて周知願います。

記

1. 関連ガイドライン等の周知徹底

厚生労働省では、医療機関等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するために、以下のガイドライン等を作成しているが、これらのガイドライン等について、貴管内の関係機関等に対して改めて周知を図り、医療機関等において個人情報が適切に取り扱われるよう徹底していただきたいこと。

なお、医療機関等における個人情報保護法第25条に基づく保有個人情報の開示に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添）の内容にも配慮しつつ、適切に対応されたいこと。

ア 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添）

イ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長通知別添）

ウ 『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ&A」（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>）

※ ウのQ&Aについては、本年3月28日に作成以来、同年5月20日、8月5日、11月29日に追加・修正されており、今後も随時更新することとしている。

## 2. 個人情報の取扱いに関する苦情への対応

地方公共団体は、個人情報保護法第13条において、「個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされている。各都道府県等においては、既に個人情報の取扱いに関する苦情相談窓口も設けられているところであり、貴部（局）や保健所等において患者等から個人情報に関する苦情を受けた場合には、必要に応じ当該苦情相談窓口とも連携を図りつつ、適切に取り扱われたいこと。

## 3. 個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応

1. アのガイドラインでは、個人情報の漏えい等の問題が発生した場合、「二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表するとともに、都道府県の所管課等に速やかに報告する。」とされていることから、貴管内の医療機関等において個人データ

の漏えい等の事案が発生した場合には、事案の状況についての報告を貴部（局）等で受けていただきたいこと。

報告に当たっての様式は特に定めていないが、漏えい等の事案が生じた年月日、事案の概要（経過）、漏えい等があった個人データの種類・件数・媒体、被害者への対応状況、二次被害の状況（可能性）、再発防止策などの事項が含まれている必要があること。

なお、個人データの漏えい等の事案については、当省においても把握する必要があるので、貴部（局）等で受けた報告については当省担当課（薬局以外：医政局総務課、薬局：医薬食品局総務課）への情報提供をお願いしたいこと。

#### 4. 地方公共団体の長が行う権限行使

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者が個人情報を不適切に取り扱う事例があった場合、主務大臣は、報告徴収、助言、勧告又は命令を行うことができるが、これらの主務大臣の権限に属する事務は、個人情報保護法第51条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第11条第1項において、地方公共団体の長が行うことができること。

これらの規定に基づき、貴都道府県知事等が医療機関等に対して権限を行使した場合には、施行令第11条第4項に規定されているとおり、速やかに、その結果を厚生労働大臣あて報告すること。

#### 5. その他

##### （1）医療機関等からの相談等への対応

貴管内の医療機関等に対しては、1. の関連ガイドラインの周知徹底のほか、個人情報の取扱いに関する疑義や相談に応じるなど、医療機関等において個人情報が適切に取り扱われるよう配慮していただきたいこと。

##### （2）認定個人情報保護団体

個人情報保護法第37条に基づき、厚生労働大臣が認定した認定個人情報保護団体については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>）において公表しているので参考にされたいこと。

なお、施行令第11条第2項に基づき、地方公共団体の長等が認定個人情報保護団体の認定等を行うこともできるが、同項に基づき、医療機関等を対象事業者とする団体の認定等を行った際には、当省担当課あて情報提供をお願いしたいこと。